

情報

保険料の均等割額が9割軽減となっていた皆さんが対象です
後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の見直しについて

後期高齢者医療制度の保険料は、「均等割額」と「所得割額」を合計して、個人単位で計算され、所得の低い人については、世帯の所得に応じた均等割額が軽減されていますが、均等割額9割軽減となっていた人は、今年度、8割軽減に見直されます。【図1】

今回の軽減措置の見直しは、社会保障改革の実施における「①介護保険料軽減の拡充」と「②年金生活者支援給付金の支給」との一体的な見直しとして行われるため、基本的には負担増にはなりません。

今年度、所得の低い高齢者への介護保険料の負担軽減が強化され、所得の低い年金受給者へは、10月から年金生活者支援給付金の制度が始まります。

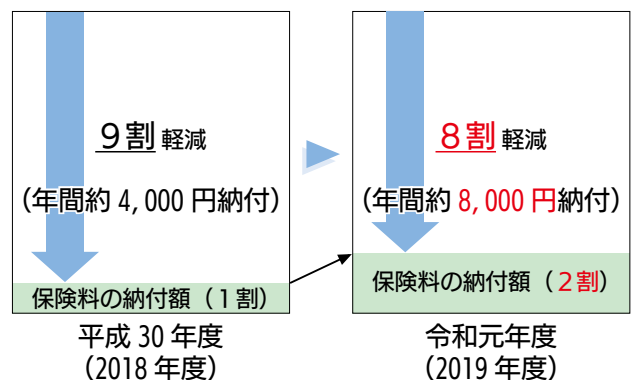
※詳細は、それぞれの記事をご覧ください。

- ①介護保険料軽減の拡充…次ページ（13ページ）「令和元年度介護保険料と各種軽減制度について」参照
- ②年金生活者支援給付金の支給…同ページ（12ページ）「年金生活者支援給付金について」参照

対象者 世帯主および世帯の被保険者全員の総所得金額などの合計が33万円以下かつ世帯の被保険者全員の各種所得がない人（年金収入の場合80万円以下の人）

問合せ 保険年金課 ☎ 983・2710

【図1】 例) 年金収入80万円以下の人



情報

所得の低い年金受給者への上乗せ制度（月5,000円）が10月から開始
年金生活者支援給付金について

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げに伴い、年金を含めても所得が低い人の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものです。

施行日 令和元年（2019年）10月1日（消費税率10%への引き上げの日）

※10月施行のため、初回の支払いは、10月・11月分を12月に支給

※消費税増税延期により施行も延期される可能性があります。

給付基準額 令和元年度：年6万円（月5,000円）

※実際の給付額は、納付状況・給付金種別などにより異なります。

支給要件（給付金種別により異なります）

- ①老齢年金生活者支援給付金・補足的老齢年金生活者支援給付金（高齢者への給付金）▶65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること▶前年の公的年金額とその他の所得の合計が約78万円以下であること

（約78万～88万円の人には補足的給付金を支給）
▶同一世帯の全員が住民税非課税であること

- ②障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金（障害者や遺族への給付金）▶障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること▶前年の所得が約462万円以下であること

手続き

①本年（2019年）4月1日時点で老齢・障害・遺族基礎年金を受給していた人…日本年金機構において、所得情報により該当するかどうか判定を行い、支給要件を満たしている人には、9月頃に給付金の請求手続きに必要な書類を送付する予定です。

②上記①以外の人で、これから老齢・障害・遺族基礎年金の受給を開始する人…年金裁定請求手続きの際に、あわせて給付金の請求書も提出いただきます。

問合せ ねんきんダイヤル ☎ 0570・05・1165

保険年金課 ☎ 983・2606

情報

介護保険料をお知らせする決定通知は、7月中旬の発送予定です
令和元年度介護保険料と各種軽減制度について

65歳以上の人の介護保険料

被保険者本人の前年の収入、被保険者本人および世帯員の当該年度住民税課税状況などに基づき介護保険料を決定します。

※土地建物の譲渡所得がある人は、特別控除後の所得が保険料算定の指標となります。

なお、所得段階が第1～3段階の人は、介護保険料が軽減されています。【表1】をご確認ください。

【表1】

所得段階	所得区分	軽減前(年額)	軽減後(年額)
第1段階	○生活保護を受けている人 ○世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 ○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額(課税年金収入に係る所得を除く)+課税年金収入額が80万円以下の人	24,700円	20,600円
第2段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額(課税年金収入に係る所得を除く)+課税年金収入額が80万円より多く120万円以下の人	38,500円	31,600円
第3段階	○世帯全員が住民税非課税で、第1段階および第2段階以外の人	41,200円	39,800円

■支払方法

①年金額が年額18万円以上の人は、特別徴収(年金からの引き落とし)

②年金額が年額18万円未満の人、年度途中で65歳に達した人、転入した人は普通徴収(納付書での支払い)

※口座振替での納付(普通徴収の人のみ)を希望する場合は、市内の金融機関・郵便局へお申込みください。

※徴収方法を変更することはできません。

介護保険料の減額について

世帯の生計を主として維持する者の収入が失業などにより著しく減少した場合や、住民税非課税世帯で、生活保護基準額程度の収入、預貯金が100万円未満であるなどの要件に該当する人はご相談ください。

40歳～64歳の人の介護保険料

加入している医療保険(健康保険)に医療保険分と合わせて納付します。医療保険によって保険料の金額や納付方法が異なりますのでご注意ください。

利用料や食費・居住費(滞在費)の負担を軽減する制度

軽減や助成の制度	対象	内容
介護保険施設における食費・居住費の負担減額	住民税非課税世帯で、資産などが一定の要件に該当する人	介護保険施設入所(短期入所を含む)における食費や居住費(滞在費)の負担額の減額
社会福祉法人等利用者負担額の軽減	社会福祉法人などが提供する通所、訪問サービス、短期入所サービスを利用している人、特別養護老人ホームに入所している人のうち、住民税非課税世帯で前年の年間収入が単身世帯で150万円以下の人など	利用料、食費・居住費(滞在費)が軽減されることがあります。
介護保険居宅サービスなど利用者負担額の助成	通所、訪問サービスなど、在宅のサービス(住宅改修、特定福祉用具販売を除く)を利用している人のうち、毎月の世帯収入が生活保護基準額程度の収入である人	月ごとの利用料から3,000円を差し引いた額の2分の1に相当する額を助成

※判定に用いる収入は、親族からの仕送りや遺族年金などの非課税収入も含みます。借家などの不動産収入がある場合には、別途収入を算出し、資産保有にも制限があります。

問 介護保険課 ☎ 983・2607